

令和8年6月30日

## 北海道苫小牧市「宿泊税」の新設

北海道苫小牧市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される苫小牧市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道苫小牧市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	苫小牧市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	観光振興や交流人口の拡大を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の3%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.2億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約128万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和8年 3月11日 苫小牧市議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 4月17日 総務大臣協議
- ・ 令和8年 6月30日 総務大臣同意
- ・ 令和9年 4月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。